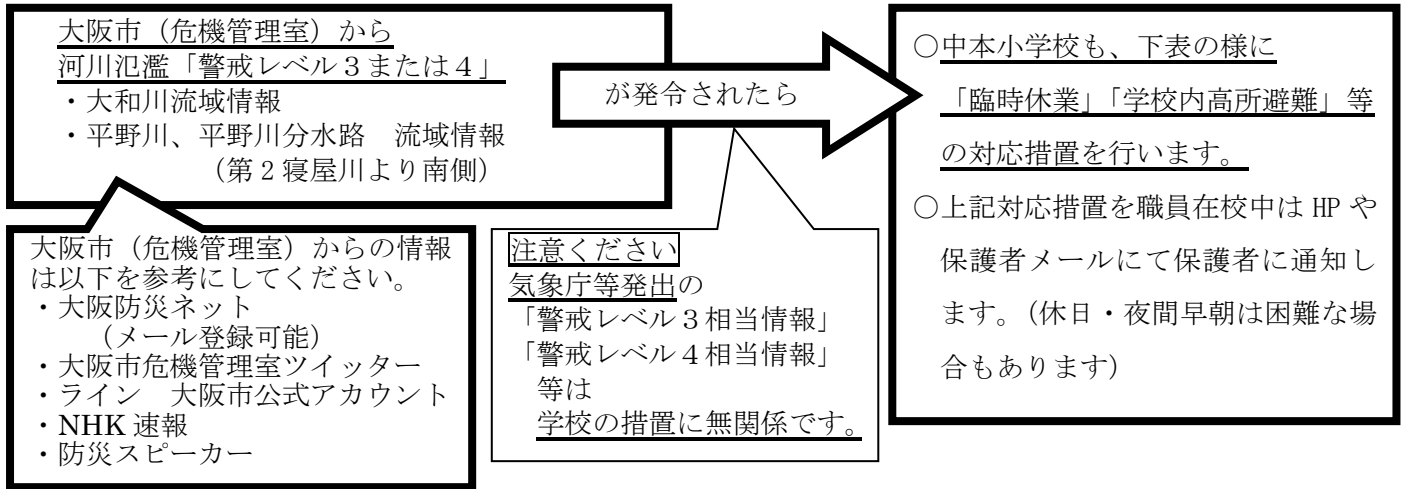


河川洪水等による避難勧告等の発令があった場合の措置について

標題について、ここ数年の気象状況に鑑み、平成31年度より暴風警報・特別警報の臨時休業措置に加え、次の内容を追加しています。児童の安全に万全を期すため、臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 大阪市（危機管理室）発令「河川氾濫情報 警戒レベル3または4」に即して、本校も措置をとります。**2. 大阪市（危機管理室）発令の河川氾濫「警戒レベル3または4」が発令された場合に本校が行う措置**

タイミング 対象 河川名 警戒 レベル	午前7時の時点 または 午前8時30分までに発令	午前8時30分～下校までに発令	
	・大和川流域 または ・平野川平野川分水路流域 （第2寝屋川より南側）	平野川、平野川分水路 （第2寝屋川より南側）流域	大和川流域
【警戒 レベル3】	「臨時休業措置」 ・知らずに登校した児童 は、まず学校で安全確保 を行います。 ・その後「右に準じた対応」 を行います。	「校内高所避難」 ・平野川関連は河川氾濫まで 10～20分と想定時間が極めて 短いのが特徴です。 ・そのため、即座に、児童を 学校内3階以上の高所に避難 させます。下校させません。	「校内安全確保・保護者引き渡し」 ・警戒レベル等の事前伝達（約2 時間前）が教育委員会から学校 に入り、学校は保護者へ情報を 発信します。 ・同時に、校内にて児童の安全確 保を行います。次に、保護者等 への引き渡しを行います。
【警戒 レベル4】		・完全に安全が確認できるまで 児童の下校や、保護者への 引き渡しは行いません。 この場合、長時間の学校待 機が予想されます。	「校内高所避難」 ・警戒レベル等の事前伝達（約2 時間前）が教育委員会から学校 に入り、学校は保護者へ情報を 発信します。 ・同時に、児童を3階以上の高所 に避難させます。 ・完全に安全が確認できるまで 児童の下校や、保護者への引き渡 しは行いません。この場合、長 時間の学校待機が予想されま す。

表面もご覧ください

非常変災（台風接近・河川洪水・地震等）時の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

①午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（8：30）までに、次の状況の場合、学校は「臨時休業」措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 東成区において、大阪市（危機管理室）が発令の河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等は避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。（裏面参照）
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
- オ 上記ア～エに関わらず、気象や災害等により児童登校時の安全確保や校内における教育活動に困難が生じると校長が判断した場合も臨時休業措置となります。（令和2年度新設）

②児童が登校している場合や始業時刻後に上記の状況の場合は、次のように学校は対応します。

- 児童の自宅周辺や通学路の安全を確認したうえで、保護者への「引渡し」を行い下校させます。
「保護者等への引渡し」は、事前に提出いただいた「引き渡し登録票」に基づき、事前に指定された引き取り者に来校いただきます。確認のうえ、保護者様等に引き渡し下校します。（令和元年度より）
- ただし、平野川流域または大和川流域での「警戒レベル3（高齢者等は避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合の本校の対応は裏面をご覧ください。とりわけ、平野川は「警戒レベル3または4」の発令から河川氾濫まで10～20分と想定時間が短いため、児童は校舎の3階以上に「避難・待機」となり、下校はしません。
- 「引き渡し」「避難・待機」等の情報は中本小学校「保護者メール」または「ホームページ」でお知らせします。「保護者メール」を受け取るには、事前の登録完了が必要です。

③児童が登下校中に災害等が発生する場合も想定し、ご家庭でも話し合っておいてください。

その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前にご家庭でも話し合っておいてください。

裏面もご覧ください